

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午後一時一分開議

○富岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。尾辻かな子君。

○尾辻委員 立憲民主党・市民クラブの尾辻かな子です。

まずは、大臣、副大臣、政務官の皆様、就任おめでとうございます。厚生労働委員会でまたしっかり議論をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

では、私の方から早速質問に入らせていただきますと思いますが、まず最初に、大臣にお話を聞かせただけだと思います。新潮45という雑誌八月号で、自民党の杉田水脈衆議院議員の発言について、この受けとめをお聞きしたいと思っております。

例えば、LGBTのカップルのために税金を使うことに賛同が得られるものでしょうか、彼ら彼女らは子供をつくらない、つまり生産性がないのです、そこに税金を投入することが果たしていい

のかどうか。

もちろん、前後の文脈もあるかと思いますが、社会保障政策を担うこの厚生労働委員会において、そして厚生労働大臣において、このような発言についてどう受けとめておられるのか、大臣の御見をまずお伺いしたいと思います。

〔委員長退席、橋本委員長代理着席〕

○根本国務大臣 性的指向、性自認に対する不当な差別、偏見、私は、これはあつてはならないと思います。多様性が確保され、全ての人々がお互いの人権を尊重し、支え合う共生社会を実現していく、これが私は重要だと思っております。

厚生労働省としては、性的指向、性自認に関する職場での理解促進、働きやすい職場環境づくり、セクシュアルマイノリティについての相談も含め、生活上の悩みに対する寄り添い型の相談、支援などに行き届きたいと思っております。

そして、お尋ねの件ですが、私は政府の立場です。政治家個人の見解についてはコメントはすることは差し控えたいと思っておりますが、私自身はそのような見解は持つておらず、性的指向、性自認に対する不当な差別や偏見のない社会づくりが重要だと思っております。

○尾辻委員 この寄稿を受けて、読んだ当事者がどうなったかという、例えば、御飯が食べられなくなつた、眠れなくなつた、涙がとまらなくなつた、こういった実害が本当に出ました。そして、私が聞いた話では、トランスジェンダーの方で精神疾患をお持ちの方が、私は生産性がないという遺書を残してお亡くなりになつた、こういう話も、

私は、これは伝聞ですが、聞いております。

政治家の発言は非常に重たいものがあるんだ。そして、この社会で差別を受ける集団にいる者というの、生きるだけで精いっぱいなんです。そのことをしっかりと政治家の皆さんはわかつていただかなければいけないと思っております。

この社会で排除される、でも自己否定しないで何とか生きようとしている人たちに對してこのような発言が二度とないようになければいけないし、厚生労働省の皆さんとしては、これは優生思想にもつながる話であります。役に立たない人は生きていく意味がないんだ、子供を産まない人は生きていく意味がないんだ、そういう発言にもつながりかねない思想ですので、相模原事件もありました、しっかりと政府として対応や、そのときには発言をさせていただきたいということをお願い申し上げます。

それでは、入管法、そして技能実習生についてお話を伺っていきたく思いますけれども、きょうから入管法の審議が衆議院で始まりました。本会議での質疑を聞いておきますと、いかに管理をしていくのかということに非常に重点がありまして、いかに外国の方々とともに生きていくのか、支援をしていくのか、そういう視点がどうも私は欠けているように感じます。

最近聞かえてくる議論の一つとして、国民健康保険について、外国籍の方々、外国人の方々があたかも不正受給をしているかのような報道やテレビ番組が非常に最近見聞きされていますので、まづここについて事実関係を聞いていきたいと思

ます。

七月の十一日の委員会で質問させていただいた続きになるんですけども、皆様のお手元の資料一ページ目をごらんください。

昨年三月に、厚生労働省が約百五十万件の外国人の年間レセプト全数調査、全てを調査いたしました。国保資格取得から六カ月以内に八十万円以上の高額な治療を受けたものがあつたのかということですが、この約百五十万件、千四百八十九万七千三百四十四件の総レセプトの中で、六カ月以内に八十万円以上の高額な治療を受けたものは、〇・〇一%の千五百九十七件だというふうには書かれております。

さらに、ここにいろいろありますけれども、この千五百九十七件の中で不正だとしつかりと言えらるものはあつたのかどうか、まずそこをお聞かせください。

○樽見政府参考人 お答え申し上げます。

外国人の国民健康保険の利用については、入国目的を偽って在留資格を取得して高額の治療を受けているという不正事案があるという一部報道があつたことから、先生おっしゃいますとおり、昨年三月に全市町村の一年分の国民健康保険のレセプトを対象として調査を行ったというところでございます。

その結果、在留資格の不正等の不正事案はほとんど確認されなかつたものの、その可能性が残る事案もわずかながら存在していたということでございます。在留資格が経営・管理というようないな留資格であるにもかかわらず、給与所得の申告

がある事例が二件確認されたということでございます。また、既に出国しておつて具体的な確認がとれなかつたというものが四件あるということでございます。

国籍による差別というようなことはあつてはならないというふうに考えておりますが、被保険者の支え合いで成り立っている国民健康保険でございますので、その信頼を確保するという観点から、適正かつ厳格な資格管理というものについては必要というふうに考えているところでございます。

○尾辻委員 先ほど言われた二名は、不正な在留資格による給付である可能性が残ると書かれているだけなんです。不正であると認定できたものはあつたのかなかつたのか、この部分、お答えください。

○樽見政府参考人 そこは確認ができておりません。

○尾辻委員 つまり、全数調査をして不正受給だと言いつけるものはなかつたんです。根拠がなかつた。

なのに、次にされたことというのは、一枚おめくりいただいて、今度は、このような形で自治体に、「在留外国人の国民健康保険適用の不正事案に関する通知制度の試行的運用について」ということで、窓口で今度調べなさいよということをして、文書を発出されたわけです。

この文書を発出された根拠はどこにあるんですか。

○樽見政府参考人 国民健康保険で本人に聞き取りを行つて法務省に情報を通知するということの

法的根拠という御趣旨だと思えます。

国民健康保険法におきまして、市町村は、被保険者の資格等に関して必要があると認めるときは、被保険者に対して聞き取りを行うことができるというふうになっております。また、出入国管理及び難民認定法におきまして、これは法務省でございますけれども、法務省は、関係行政機関に対し、出入国管理に関する事務の遂行に関して必要な協力を求めることができるというふうになっております。

こうしたことを踏まえて新たな取組を行つていくということでございます。

○尾辻委員 不正事案のこういうことを調べるための根拠事例はあつたんですか。

○樽見政府参考人 先ほどお答え申し上げましたように、全体の調査をした結果として、わずかにございますけれども、不正の可能性のある事案があるということでございますので、まさに、先ほど申し上げましたが、国民健康保険の信頼を確保するという観点から、きつちりとした対応を期待したいというふうにご検討いただくこととさせていただきます。

○尾辻委員 不正な事案を、疑いが残るだけで確認できなかった。にもかかわらず、なぜこのような調査をしているんですか。全くとして政策の整合性がとれていないんですね。実際に事例があつて、その実例を防ぐためにこういうことをやりますということであれば、これは一応事実があるわけですけども、事実が確認されなかつたのにこれをやるということについて、本当にこれで正當

性があるとお考えなんでしょうか。

○樽見政府参考人 昨年の時点でこの調査をするというところで、いろんな報道等でも、不適正利用があるんじゃないかということで、そういう懸念というものが一定程度国民の間にあるということだと思えます。そういう中で、適正かつ厳格な資格管理を行っていくということについては必要なことだというふうに思っております。

○尾辻委員 事実を示していただきたいと思うんですね。そういう不正の事実があるという事実を示していただいて政策をやっていたかと思わうんですけれども、済みません、事実を今度、委員会の理事会の方に提出していただけないでしょうか、委員長。

○橋本委員長代理 後刻、理事会でお諮りをいたします。

○尾辻委員 じゃ、実際、窓口に行つて、外国籍の方がいらつしやつて、自分は国民健康保険で、六カ月以内で限度額認定証が欲しいんだと来しました。そしたら、国保の窓口職員は、在留カードを見せてくださいという、提出というか、そういうのは権限はあるんですか。これは任意で求めるものですか。強制力はあるんですか。

○樽見政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、国民健康保険法において、被保険者に対して聞き取りを行うことができるという規定がございますけれども、任意で協力をいただくものでございます。

○尾辻委員 わかりました。任意だということですね。

これは、ことし一年間運用ということをやつておられるかと思うんですけれども、実際に自治体の窓口から通知というのはあったのか。さらに、その通知を入管の方で、地方入管管理局の方で調べて在留取消処分に至った例はあるのかということについて伺いたいします。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。

本制度開始よりこれまで、市町村から地方入管管理局へ通知を受けているのは数件でございます。現時点で、調査等を終了したもののうち、在留資格の取消しを決定するに至った事案はありません。

○尾辻委員 結局、これは誰のために、何のためにやっているのかということですよ。まるで外国の方々が不正に国民健康保険をやつていて、窓口でもこうして取り締まるんだというようなことで、言えば萎縮効果しか生んでいないと思うんですよ。

本来、日本に住む人であれば国民健康保険に入るわけですから、それを、このような形で何がやりたいのか、正直わかりません。そして、今回入管法で更にくさんの方を受け入れるというのに、こういうことにどうして力を入れているのか、事実がないことをなぜやっているのか、本当によくわからないんですよ。

ちなみに、私、地元は大阪ですけども、実は大阪市は、もう既に国民健康保険の窓口業務というのは委託になっているんです。派遣の会社がつていて、一年ごとに派遣の会社、もし委託事業が変われば派遣の会社も

かわり、もちろん人もかわるわけです。このような派遣職員の方が入管管理の専門知識を持っているんですか。

国民健康保険の方々も、この入国の人が、この人、例えばこの三ページにあるような、留学生であるにもかかわらず通学している様子がない、どうやってわかるんですか。会社員であるにもかかわらず通勤している様子がない、窓口でどうやってわかるんですか。

こういった入管に関しての専門知識をお持ちであるのか、そしてこういうのをどうやってわかるんですかね。教えてください。

〔橋本委員長代理退席、委員長着席〕

○樽見政府参考人 こうしたいわば窓口での状況ということについて、自治体の職員に、一定の不自然なところがあるかどうか、それで不自然なところがあるとすれば、その周辺のことを調べるというようなことをやっていたかということでございますけれども、その知識といいますか、具体的にどういふふうにするかということについては、その地域の実情、自治体の実情ということもあると思います。具体的にまた相談いただければ、相談に応じていきたいというふうに考えております。

○尾辻委員 だから、こういうわからないものを判断の基準で、自治体職員にこういうことをさせるのはおかしいと思うんですよ。

ちなみに、ちよつと技能実習生の場合、こういうことを把握しているかどうかなんですけれども、健康保険に加入している、被用者保険に入らな

やいけない人、加入状況はどれぐらいですか。

○高橋政府参考人 健康保険あるいは厚生年金保険、被用者保険でございますけれども、制度の対象者が日本人であるか外国人であるかに特段差異は設けておりませんで、したがって、技能実習制度におきまして、健康保険、厚生年金保険に加入すべきであるのに加入していないような人数、こういったもの、あるいは加入している方の人数、こういった方の人数につきましては把握していません。

いずれにいたしましても、年金事務所におきまして、外国人就労者を多く含む事業所も含めまして、未加入の方がいないように、事業所に対する調査、こういうものもしっかり行いまして、適用促進を図っているところでございます。

○尾辻委員 実態が、事実がない不正受給はこんなに調べて、今現実には働いておられる技能実習生の方々が本来は入れる健康保険に入っているのか入っていないのか、どれぐらいの人が入っているのか、この実態調査すらしていないというのはどうということなんでしょうか。一体何を、誰を大事にしているのかということについて、事実を把握するべきだと思いますけれども、いかがですか。

○高橋政府参考人 健康保険、厚生年金保険、日本人、外国人にかかわらず、事業所に雇用されて条件を満たしている方につきましては必ず適用すべきもの、法律に基づいて適用すべきものがございます。

したがって、日本人、外国人問わず、未加入の従業員が多いと想定されるような事業所も含

めまして、適正な届出が行われているかどうかの調査をしっかりと行いまして、内外ともにかかわらず、適用促進を図ってまいりたいと考えてございます。

○尾辻委員 しっかりと働いておられる方々が本来入れる健康保険に入れていないことの方が重要な問題だと思いますよ。ですから、これはしっかりと把握してください。

大臣にちよつとお聞きしたいんですけども、今聞いてきましたけれども、はっきりと、今回、入管法もありますから、国民健康保険から外国の方を排除するつもりはないということを明言していただきたいと思えますし、もうこの調査は今回で打ち切っていたかと思えます。この辺、大臣の御所見を伺いたいと思えます。

○根本国務大臣 今までもやりとりがありました。外国人の国民健康保険の利用については、昨年三月に調査を行った結果、不適正事案はほぼ確認されなかったものの、その可能性が残る事例もごくわずかながら存在していたという記述があります。

このため、もう既に、市町村から入国管理局に通知する取組を新たに行うこととしましたが、要は、国籍によって差別することになってはいけません。これはもちろんであります。そして、引き続き、国民健康保険の適正な利用に向けた対応についてしっかりと検討して、進めてまいりたいと思えます。

○尾辻委員 今、報道で聞く限りでいくと、国民健康保険の加入の扶養状況について、ちよつとま

た海外に住んでいらつしやる方々は変えようなんという話も聞こえてきております。

これも事実だけ申し上げると、今、四十兆円の医療費の負担のうち、海外で医療を受けた医療費の払戻しは、日本人の請求分も含めて二十七億円です。つまり、四十兆円の〇・〇六％。この〇・〇六％の話が、じゃ、一体これで、医療費を圧迫するとかいう話になるんでしょうか。こういったちゃんと数字に基づいて議論していただくことをこれからもお願いを申し上げたいと思えます。

ちよつと時間も少なくなってきました。技能実習、少しだけ。

大臣、お聞きしたいんですけども、技能実習生の方から直接、大臣はお話を聞かれたことはあるでしょうか。

○根本国務大臣 まだありません。

○尾辻委員 私たち、野党ヒアリングで今回、技能実習生の方のお話をたくさん聞かせていただいております。残業代が何百万円も未払いだとか、そして、一時間の残業代三百円とか、パワーハラメントがある、いじめがある、強制帰国がある、長時間労働、さまざま過酷な現実があります。

これが、今度、特定技能一号と接続されることになるわけですから、今の劣悪なこの技能実習生の現状を、大臣、一度お聞きになるべきだと思いますけれども、そのようなお心づもりがあるでしょうか。

○根本国務大臣 正確に言えば、私も、技能実習生、私の地元にもおられるので、たしか、聞いた記憶はあります。聞いた記憶はあります。

○尾辻委員 大臣、今、話が逆になっているので聞いていませんというのと記憶がありますというのは違うんですけれども、今後、これから聞かれますか。

○根本国務大臣 改めて聞いたことはないということ、私も地元でさまざまな活動をしておりますから、そういう方に接したことはあるとお答えを申し上げます。（尾辻委員「今後」と呼ぶ）まあそれは、さまざまな政策をつくる上においてはいろいろな形があります。その技能実習生の実態をどう見るか、あるいはどんな御意見があるか、それは私はさまざまな形があると思います。

○尾辻委員 お話を聞くつもりはあるかどうかをお聞きしておりますし、安倍総理、きのうの本会議では、大臣が聞くようなお話をされていきましたけれども、どういうことなんでしょうか。

○根本国務大臣 ささまざまな形で状況は把握できますから、それは私はいろんな対応、やり方があると思います。

○尾辻委員 ぜひともお聞きになった方がいいと思います。自分たちの政策が現場でどうなっているのか、それがないと、政策というのは本当に有効なものにならないと思います。

あと一つだけ聞きたいと思います。今回、入管法で、変わることによって何がどうなるのかということ、特定技能一号、二号ということですけれども、年金はどのようになるんでしょうか。外国人の方も含めて国民年金に加入する、そして国民年金保険料を納めることが義務化されていますけれども、この辺を教えてください。

○木下政府参考人 お答えいたします。

今回の特定技能に係る公的年金制度の適用の係でございますけれども、まず、公的年金制度におきましては、対象者が日本人であるかどうか、あるいは外国人であるかどうかを問わず同等に適用することとしておりますので、新たな受入れ制度によって日本に來られる外国の方々にも公的年金制度が適用されて、年金受給に当たつての条件も日本と全く同等と考えております。

○尾辻委員 脱退一時金はどうなるんでしょうかね。今、三年で、三年間しか脱退一時金はないですよね。でも、これから特定技能になったら、五年、十年ここで働かれるわけですよね。それでも三年しか脱退一時金はないということになるんでしょうか。

○木下政府参考人 これまで日本に在留する外国人の多くの方々是非常に滞在期間が短くございまして、受給資格を満たす前に帰国することが多かったため、こうした外国人に対しまして、特有の事情を踏まえて、例外的に帰国時に請求できる脱退一時金制度が設けられております。

こうした中で、先生御承知のように、従来二十五年とされていた老齢年金の受給資格期間が、昨年八月から十年に短縮をされました。したがって、受給資格を満たすためのハードルが非常に下がったわけでございますけれども、これによって、これまでよりも長い間日本に在留をして年金保険料を納めることができる外国人が増加するというのは、この新たな在留資格によって創設される可能性がございます。

こうしたことから、まずは、こうした外国人の方々にも年金の受給権を満たしている方には年金を受給していくことが必要であるというふうに思っていますけれども、その一方で、比較的短期間で帰国をして年金受給権に結びつかない外国人の方から引き続き脱退一時金を支給してほしいという希望も、恐らく想定し得るものだと考えております。いずれにしても、日本に在留されている限りは、日本人であろうと外国人であろうと同じように公的年金制度による保障を及ぼしていくという大原則に立ちつつ、新たな在留資格で在留する方につきまして、脱退一時金制度のあり方も含めて、これからの年金制度改革論議の中で、実態も踏まえつつ検討を行っていきたいと思っております。

○尾辻委員 四月から入管法は新しくなるのに、まだ年金制度がどうなるか決まっていない、これから検討する、こういうことで本当にいいんでしょうか。私たちは、合同審査、法務委員会だけではだめだということを申し上げています。こういったこと、まだまだ問題は山積みですから、ぜひ合同審査をしていただくことをお願い申し上げます。私の質問としたいと思います。